



# 休業等の要請にご協力頂き感染リスク低減に取り組む事業者の皆様への支援金のお知らせ

道では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、

① 休業等の要請にご協力をいただくこと

② 席の間隔をあけるなど、感染リスクを低減する自主的な取組を行うこと

この2つに取り組む事業者の皆様を支援する制度について、道議会に提案することとし、また、その内容や受付期間等の検討を行っております。

**支援金のお支払いにあたっては、下記の期間中に、次のご協力を頂くことが支援の前提となります。**

## ご協力をお願いする期間

・ **遅くとも4月25日（土）から5月6日（水）まで**

※感染症の状況により、休業等期間が延長される場合もありますが、この場合にも休業等の延長にご協力をお願いします。

## 休業等要請の対象施設の範囲

- ・ キャバレー、ナイトクラブなどの遊興施設等、体育館などの運動・遊技施設、劇場等、博物館などの集会・展示施設、生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービスを営む店舗などの商業施設、大学、学習塾等、文教施設。
- ・ 詳しくは、北海道「休業要請等について」ホームページに掲載した「施設の使用停止対象施設一覧」をご確認ください。

※URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/kyuugixyouyousei.htm>

## ご協力をお願いする内容・支援額

① 休業要請を受けた施設を休業すること

法人 **30万円**

個人事業者 **20万円**

② 酒類を提供する上記を除く飲食店において、酒類の提供時間の短縮（19時まで）を行うこと **10万円（個人法人問わず）**

○注①、②に共通する補足事項

- ・ 法人は中小企業に限らず、大企業も含まれます。（休業要請の対象となる施設を運営している法人は含まれます。）
- ・ 道外本社の法人は、道内で対象施設があれば支給対象となります。
- ・ 休業要請や酒類の提供時短要請を受けた複数の店舗を、1事業者が運営している場合は、全ての施設で、休業等や感染リスク対策を行っていることが条件となります。

③ 感染リスクを低減する自主的な取組を行うこと

## 申請期間

**本支援金は、道議会での議決後、速やかに申請受付を始める予定です。**

## ご注意

ご協力をお願いする期間中に、休業する(していた)こと、酒類の提供時間を短縮する(していた)ことが分かる店頭告知チラシやメニュー、それらがいった施設の写真、自社のホームページの写し等が必要となりますので、休業等中に保存・記録しておいて下さい。

裏面に続く



## 支援金給付の申請に必要な書類

- ① 申請書（準備が整い次第、HPにてお知らせします）
- ② 休業等の状況を確認できるもの
  - ・対象期間中に、休業する（していた）こと、酒類の提供時間を短縮する（していた）ことがわかる店頭告知チラシやメニュー、それらが入った施設の写真、自社のホームページの写し等。
- ③ 感染拡大リスクを低減する自主的な取組内容の確認
  - ・自主的な取組内容が記載された書類、こうした取組内容が記載された店頭告知チラシや写真、自社のホームページの写し等。
  - ※自主的な取組としては、当該施設が、以下の分野に関し、何らかの取組を行ったものを対象とします。
  - 【例】
    - ア 換気や行列間隔の工夫など、3つの密（密閉・密集・密接）の防止
    - イ 従業員のマスク着用など、飛沫感染・接触感染の防止
    - ウ 時差出勤や在宅勤務など、移動時の感染の防止
  - ※すでに行った取組も含めて、継続的に行っていることが条件です。
- ④ 当該事業所の施設の実態や業種が確認できる資料
  - ・確定申告書の写し、または各種法規に基づく営業許可証の写し等
- ⑤ 誓約書
  - ・申請書類に虚偽がないことを表明するもの。  
(準備が整い次第、HPにてお知らせします)

## 対象施設・対象事業者

- ① 道が休業要請を行った施設について、要請を受けて休業した事業者。
  - ・1つの施設に、休業要請する施設としない施設が混在しているケースで、休業要請の対象となる施設を休業した場合、当該事業者は対象。
  - 【例】ア 宿泊施設の中に、休業要請の対象となる「集会の用に供する部分（宴会場）」がある場合。
    - イ 銭湯の中に、休業要請の対象となる「サウナ」がある場合など。
  - ・休業要請の対象施設において、複数の個人事業主が1つの施設で営業しているケースで、施設を休業した場合は、代表者に1事業者分を支給します。
  - 【例】複数のネイリスト（個人事業主）が1つのサロンで営業している場合。
  - ・出張サービスを専門とする事業者は、客等が利用する施設がない場合、休業要請の対象外であり、支援金の支給対象外。
  - 【例】マッサージ店(国家資格有資格者が治療を行うものを除く)は、休業要請の対象だが、ホテル等に出張して施術する出張型サービスの場合は、当該事業者が管理する施設が特定できないため、対象外。
- ② 道が酒類の提供時間の短縮要請（19時まで）を行った食事提供施設（飲食店）について、要請を受けて、その対応（提供時間短縮）を行う事業者。
  - ・従来から酒類の提供を行っていない飲食店は、支援金の対象外。
  - ※支援金の予算執行については議会の議決が条件となります。

## お問い合わせ【休業要請専用ダイヤル】

- ・電話番号：011-206-0104 又は 011-206-0216